

— \* 2018.11.12 \* —

藤原精吾団員 学習会

# 社会保障裁判をたたかう

～クライシスからレボリューションへ

自由法曹団

# 【目次】

|   |                                              |
|---|----------------------------------------------|
| 1 | はじめに<br>社会保障裁判の生きた知恵と理論と運動のノウハウが詰まっている ……1   |
| 2 | プロフィール・参考テキスト紹介 ……………2                       |
| 3 | 藤原団員 講演録<br>社会保障裁判をたたかう～クライシスからレボリューションへ ……3 |
| 4 | 【付録】 ……………16                                 |
| 5 | 資料① パワーポイント ……………22                          |
| 6 | 資料② 政策形成訴訟の可能性とその理論化 ……………59                 |



## 社会保障裁判の生きた知恵と理論と運動のノウハウが詰まっている

自由法曹団貧困・社会保障問題委員会は2018年11月12日、藤原精吾団員の第一線での経験から学び今後の社会保障問題をめぐる裁判と運動の議論を深め、社会保障に関するベーシックな知識を身に着ける場として講演会を行い、広く参加を訴えました。

藤原精吾団員は、1967年の弁護士登録以来、堀木訴訟などの社会保障裁判、国際人権活動などの多方面で活躍され続けています。

安倍政権下で、年金引き下げ、生活保護基準引き下げなど、あらゆる分野の社会保障の削減・解体が進められており、これに対して全国各地の弁護団によって、年金裁判、生存権裁判など社会保障裁判が闘われています。今、それぞれの裁判運動の枠を超えて協同し、「格差と貧困」の問題を克服することが求められています。安倍政権の現在の社会保障への攻撃と社会保障裁判を通して闘うには、政治的・社会的・経済的分析、法理論・法解釈、国際人権論、司法の役割論、運動論など新たな探求が求められています。社会保障裁判の闘いを通じて得られた知恵と理論と運動のノウハウを学び発展させることが大切です。朝日訴訟と堀木訴訟は過去の歴史ではありません。のっぴきならぬ生活の必要が運動を生み、運動をさせる、そして、運動と研究の担い手を育てるのです。

本講演は社会保障裁判の百科全書であり、一つは「政策形成訴訟」という提起、自由法曹団員が裁判に取り組む発想と構え、もう一つは現在いろいろなかたちでたかわれている社会保障をめぐる裁判、大きく言えば生活保護の基準引き下げ、年金切り下げ、その他いろいろな社会保障裁判に取り組むにあたってその重要性と取り組みに学ぶことができます。

自由法曹団員とりわけ若手団員、司法修習生、法科大学院生、学生、そして社会保障に関心をもっているすべての市民の皆さんに、藤原講演をきっかけに議論を深めることを訴えます。

自由法曹団 貧困・社会保障問題委員会 委員長 黒岩哲彦

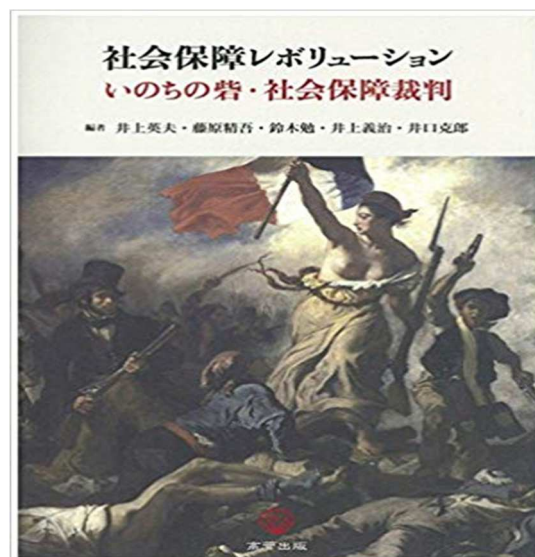


講師：藤原精吾

あいおい法律事務所 1967年弁護士登録

堀木訴訟、原爆症認定集団訴訟などを手がける

日本弁護士連合会副会長、同人権擁護委員長、日本社会保障法学会理事を歴任



参考テキスト：社会保障レボリューション いのちの砦・社会保障裁判

[藤原 精吾](#) (編集), 出版社: 高菅出版 (2017/10/30)

2018.11.12 藤原精吾団員 学習会

# 「社会保障裁判をたたかう ～クライシスからレボリューションへ」

## 1 はじめに

黒岩哲彦団員の肝煎りでこういう機会をつくっていただいで感謝しています。とりわけ最近の自由法曹団は社会保障の問題に非常に力を入れていて、これはすごく大事なことだと思います。ぜひとも新人に社会保障の裁判に参加して欲しいという気持ちを強く持っています。

今日、私が話をしようと思ったテーマは二つです。一つは、「政策形成訴訟」という提起。自由法曹団員が裁判に取り組む発想と構え。もう一つは、現在いろんなかたちでたたかわれている社会保障をめぐる裁判、大きく言えば生活保護の基準引き下げ、年金切り下げ、その他いろいろの社会保障裁判に取り組むにあたってその重要性と取り組みについて、ディスカッションの素材を提供したい、この二つを提起したいと思います。

## 2 災害的な社会保障改悪と格差の拡大

ただ、抽象的なテーマだけ挙げてあまりピンとこないと思いますので、現在の社会保障がどのような状態にあるのかということを見たいと思います。

このスライド（資料①）の2頁、3頁、これはつい10月26日の新聞に載っていたのをそのまま引き写した訳ですけれども、この6年間でトータル3兆9千億円の社会保障費が削減されました。その項目がここにあるように、生活保護費の削減、診療報酬の削減、介護報酬の削減、年金の引き下げ、医療について言えば高齢者医療制度というのがあります。これは国の支出を削って国民の負担を増やしている、国民の負担を重くする。介護保険の自己負担2割を導入して、施設の居住費や食料費などの負担を増やすということで、これは社会保障の切り下げというだけでなしに、その結果国民が災害的な打撃を受ける社会保障攻撃というふうにとめる必要があると思います。

資料①の4頁は民医連新聞に載ったものを載せているのですが、国保の保険料が払えないために医者にかかれない、病人にはなれても患者になれないと、そういう人がたくさん出て、63人も手遅れによって亡くなっていることが、民医連の調査で明らかになっています。これらは一部だと思うのですが、いろんなところで社会保障改悪の被害がでています。生活保護でも「水際作戦」と言われているように、できるだけ社会保障を使わせないといい攻撃が続いています。

資料①の5頁を見ると格差が非常に大きくなっている。単に社会保障給付が引き下げら

れただけでなくて、貧富の格差がものすごく大きく開いている、国民所得は全体としては増えているにもかかわらず、雇用者の賃金は逆に減っている。雇い主の社会保障の負担金は減っている。民間企業の事業所得は増えているというふうに、富める者はますます富む、貧しい者はますます貧しくなっています。

それから、資料①5頁の下にも書いてある、今、生活保護引き下げの裁判で論争しているように、全世帯のなかの10分の1の最下層よりも保護費は高くなってはならないとして、保護基準を引き下げるといふ改定がなされている。社会保障の削減で格差をさらに増やすという政治は市民生活のクライシスを招いています。そこで私たちはこれをどうするのかということを考えなければならない。

### **3 私が社会保障裁判に取り組んだ経緯～労災事件に取り組むなかで貧困を見る（資料①6頁）**

私の司法修習生（19期）の頃は、青法協はまだ花盛りでした。丁度、昔の東京オリンピック、新幹線が走り始めた年に司法試験の口述試験があったのです。修習中青法協活動のなかでいろんな社会問題に触れる。とりわけ昭和40年当時は三井三池など大きな労働争議があちこちでありました。青法協で、全国金属労組の日本ロール事件の争議現場に見学に行った。国鉄労働組合があり、春闘でもストを毎年やっていた。そうするとそこに警官が来て、弾圧を防ぐために弁護士はそこに張りついてくれといわれた。

ということで、青法協のときに労働事件をやる弁護士になりたいと思ったのです。ところが私が就職した神戸の弁護士事務所へ行ったら、そこは大手の労働組合は近寄ってこない事務所でした。零細労働組合の事件しかなかった。その結果、私が弁護士になって初めてかかわった労働事件は労働災害の事件です。

また、日雇い失対労働者の組合（全日自労・全日本失業対策労働組合）の事件があった。全日自労が求職闘争、「ニコヨン」と言われていた労働者を組織して、非常に劣悪な仕事は断るといふ闘争をしていた訳です。そうすると職安行政は全日自労がついてくる失業者は職安に入れない、仕事を紹介しないというようなやり方をしたので、それはけしからんという裁判、伊丹、宝塚、尼崎、西宮、神戸の職安を被告に、違法行政確認の訴訟を何件も起こした。それが最初の行政訴訟、社会保障訴訟とのかかわりでした。失対労働者には被差別部落の出身の方が多くて、そこで就業、教育、生活と貧困がどのように関わっているのかということを見かけにきつかけになったと思います。

### **4 堀木訴訟に取り組んだきっかけ**

それから、弁護士になって1ヶ月目に「生活と健康を守る会」の活動家が、会員の保護処分をめぐって神戸市長田区の福祉事務所で所長と交渉していたところ、所長が逃げ出したので、コラ待て、と捕まえたら、それが公務執行妨害だと言われて逮捕され、留置場に放り込まれた。要請があつて接見に行ったのですが、「弁解録取中」だとか云って会わせな

かった。接見拒否処分取り消しの準抗告をして深夜に面会できた。その弾圧事件で、留置場の中で生活と健康を守る会の会長が警察官に暴行されて肋骨骨折の怪我をしました。事件は不起訴で釈放させましたが、警察官の傷害について、兵庫県を相手に国賠訴訟を提起しました。事件を通じて「生活と健康を守る会」の皆さんとのつき合いが始まった。結局、失対事業と生活保護から、私の弁護士人生が始まったということです。

「堀木訴訟」は弁護士になって3年目の春に出会い、引き受けたのです。「朝日訴訟」が、昭和42年（1967年）に最高裁で訴訟終了の判決がありましたが、朝日訴訟の活動家が全国にいました。兵庫県でも朝日訴訟にかかわった人がいました。中に視覚障害のある活動家が出て、堀木フミ子さんという方の問題を相談しにきました。堀木さんは、母子家庭で子どもを育てていて、私は障害福祉年金をもらっている。子どもを育てるのに児童扶養手当という制度があると聞いたのでらいに行ったら、あんたには出ませんよと、法律でそうになっているということで断られた。だけど、全く納得がいけない。私が障害福祉年金をもらうのと、児童扶養手当を出してもらうのと別問題なのに、なぜ両方やれんということになるのか、納得がいけないとずっと言っていたので、その人を私のところの事務所に連れて来た。

その前にはもう少し偉い弁護士にも相談したけれども、その人には、勝ち目がないと言われた。自由法曹団でももっと大先輩の人などは、国に何か要求するのに裁判所のような権力機関に行っても無駄やと言われていたと聞いています。ともかくそういうのをやってみようかというのは若手しかいなかった。朝日訴訟でも大先生に断られて、新井章団員とか渡辺良夫団員とか、その時はまだ駆け出しの弁護士によく引き受けてもらったという経過があったそうです。

ということで、朝日訴訟の運動にかかわった「生活と健康を守る会」の活動家が堀木訴訟を私のところに持ち込んだ。堀木訴訟というのは、障害を持った人の訴訟として最初から始まったのです。とりわけ視覚障害を持った人、私などは障害をもった人たちが同じ町に、例えば電車の駅や街なかと一緒にいるということ自体、ほとんど意識したことがなかった。堀木訴訟を通じていろんなことを教えてもらったのです。例えば子育てするのに、煮物はできるのだけれども、魚を焼いたりするのは目で見えないからできませんとか、食べ物のおいしさは目で見ておいしいので、私たちにはそういう楽しみがありませんとか、昔は障害を持った人は、街を歩いていて電柱にぶつかっても「ごめんなさい」と謝れと教育された。というようなことがあって、堀木訴訟をきっかけに、障害を持つ人の人権や制度にかかわるようになった。それがまた今、優生保護法の被害の裁判につながって、兵庫県でも弁護団をつくって、先日、原告4名で提訴したところです。

## 5 堀木訴訟での経験と成果

堀木訴訟は社会保障法をめぐる違憲訴訟です。私は大学で行政法の講義は聴きましたが、社会保障法の講義はありませんでした。社会保障法は、堀木訴訟が始まってから、とりわ

け角田豊先生（同志社大学教授）、佐藤進先生（日本女子大学教授）、小川政亮先生はじめ、何人かの先生にイロハから教えてもらいました。

ところで、堀木訴訟といったら、みんな知っている、大学で習ったと言う訳です。だけど、何を知っているか。堀木訴訟は最高裁の82年7月7日の大法廷判決で、社会保障立法は広範な立法裁量があるから、よほど著しい裁量権の逸脱がない限りは憲法違反の問題は生じない、憲法14条についても同様である。その後社会保障の裁判を起しにくくする判例としてずっと使われてきて、今も使われています。老齢加算の事件でも国は援用しています。朝日訴訟では行政裁量、堀木訴訟は立法裁量。ところが、今、生活保護基準の引き下げまで立法裁量というから、それはおかしいと言っています。ともかく堀木訴訟の判決は、こういう悪い判例をつくった戦犯だという自覚もありますが、同時に判例としてはそうかもしれないけれども、これは権利闘争として大きな前進を勝ち取ったと考えています（資料①7頁）。

公的年金というのが何種類もある訳ですが、違う種類の年金をどのように出すかということについて学者もそれまで勉強したことがなかった。堀木訴訟の弁論で、国側の代理人は、児童扶養手当であろうと福祉年金であろうと金に色目はないのだから、1個やればそれでいいのではないか、税金の使い道は国が決める、と言ったのです。だけど、それは違う、それぞれの目的に応じて制度があるのだから、制度目的に従って必要な支給はすべきである、と反論した。

堀木さんがなぜ裁判を起したのか。納得できない、若いお母さんを同じような目にあわせたくないということで裁判が始まったのです。児童扶養手当法の条文（資料①8頁）に、障害福祉年金をもらっている母親には児童扶養手当は支給しないと書いてあったのです。すると裁判で勝つには、この条項が憲法違反だというしかない。ということで、資料①9頁の三つの理由を挙げて、これは違憲性があると。とりわけ私たちは憲法14条に違反すると言った訳です。

資料①10頁は法学セミナーに載った記事、真ん中が堀木さんで、こっちが障害者団体の人たちで、これが何十年前の私です。

裁判の進め方にも工夫をしたのです。視覚障害者の方が大勢傍聴に来ていて（資料①18頁）、「書面のとおり陳述」という普通の進め方をしても、後で書面が読めないではないかという文句を言って、全部口頭弁論にしてくれということを書いて裁判所にそれを認めさせた。それから録音して、家へ帰って聞くということが必要だから録音機を使用させてくれと求めて、それを全部認めさせた。それから、弁護団会議には障害者団体の人たちに来てもらって、実態がどうか、生活がどうかということを書面できちんと話をしてもらって裁判を進めるということをやった訳です。その結果が一審判決になったと思います。裁判官は真面目に、障害を持って、しかも子どもを育てている母親がいかに苦しく貧困かということを具体的に事実認定してくれた。

障害ある人3人を証人に立てました。それから、当時、全障研(全国障害者問題研究会)



の委員長をされていた京都大学の田中昌人先生に証言してもらって、これまで障害を持った人が一人前の人間と認められなかったけれども、この裁判で、障害者が自分の権利を主張して主権者として行動している。裁判所はそれをぜひ認めて欲しいと、こういう証言をされたのです。その考えはその後もずっと生きています。

もう一つ、当時、京都の龍谷大学で学生だった竹下義樹さん、中学のときに全盲になったのですが、彼がこういう裁判があると聞きつけて神戸地裁に傍聴に来た。これはまだ一審をやっている時です。傍聴して、自分はこういう事件をやる弁護士になりたいと一念発起して司法試験の勉強を始めました。当時は点訳の六法全書もなかった、教科書もなかった。何よりも司法試験管理委員会・法務省が点字での受験を認めていなかった。だから制度をつくらせるところから始めて、8年かかって司法試験に合格した。もちろん仲間が種々支援したのですけれども。

そういうことを経て1972年神戸地裁で勝訴判決が言い渡された。私たちにとっても違憲判決はサプライズでした。そのインパクトの結果、1年で法律改正がされたのです。法律が変わって併給ができるようになり、受給者が倍になっただけでなしに、手当ての金額が増えたということで、制度を大きく前進させた。一口で言えば、全盲の堀木さんという小学校も行っていない女性が六法全書を書きかえさせた。最高裁の大法廷で弁論をした。新井章先生が、裁判官に鶴の一声を聴かせようと、堀木さんが弁論したのです。裁判の判決では敗訴でも、運動で大きな前進が勝ち取れた（資料①11～15頁）。

これは朝日訴訟でもそうでした。画期的な一審判決を覆す身もふたもない上級審の判決だったのですけれども、運動で権利の拡大を勝ち取ったのです（資料①16頁）。

『社会保障レビュー』のなかで新井先生が書いておられる。朝日訴訟は生活保護基準が健康で文化的な水準を満たしていないという訴訟としてたたかわれた事件ですが、当初、朝日茂さんが言っていたのは、自分が兄から仕送りを受けた中で、600円しか日用品費を認めないのはけしからん、「日用品費600円は低過ぎる」という裁判をしたいと言っていた。それを提訴までに、患者同盟や弁護団が一緒になって討議をして、単に日用品費だけの問題にするのではなくて、生活保護基準そのものが低過ぎると、そういう裁判にしようではないかということになった。新井先生は、どういう争点を立てて裁判に取り組むかということが非常に大事だと言われます。

児童扶養手当法を改正したのだから、それで裁判は終わりだと思ったのだけれども、国の指示を受けて兵庫県知事は控訴した。なぜか。国は、社会保障立法が立法裁量の問題であって、裁量を大きく逸脱しない限り違憲ではないという主張を裁判所に認めさせたかった。それで控訴して一審違憲判決の取り消しを求めた（資料①17頁）。その結果、二審判決と最高裁判決は政府に付度して、違憲ではないとした訳です（資料①19～20頁）。

園部逸夫さんという元最高裁判事がいました。判事になる前は、園部さんは調査官だったのです。堀木訴訟が最高裁にかかっていたとき、担当調査官でした。当時は私たち弁護団が会いたいと言ったらなんぼでも会ってくれたのです。園部さんに上告理由の補充書を

出しますからと、3通も4通も出して話をして、その時に園部さんが、判決は柿の実の落ちるころに出るでしょうと言った、と堀木ニュースに書いたら園部さんが叱られたというエピソードがあります。それ以降は、調査官は代理人弁護士にも会わないようになったということです。その園部さんが御厨貴さん編の『オーラル・ヒストリー タテ社会をヨコに生きて』（2013年 法律文化社）という本を出しています。園部さんの学者、裁判官当時の経験を話したのが一冊の本になっていて、堀木訴訟の担当調査官をしていたとき、大法廷で審理をするにあたって、視覚障害者が盲導犬を連れてくる。車いすの人が車いすで入る。耳の聞こえない聴覚障害の人が何とかループをつけて欲しい、そういう問題を持ち込まれて、裁判所としては初めての対応に苦労したと書いてあります。訴訟というのは法廷の弁論だけではないことを示しています（資料①21頁）。

そして、堀木訴訟の一審判決がなぜ勝訴できたのかということ、裁判官の意識を変える、そのきっかけを掴んだということです。朝日訴訟についても、小中信幸さんという左陪席裁判官の人が、療養所に足を運んで現場を見、証言を聞いたということが大きな転機になったと書いています。堀木訴訟のときは堀木さんの家へは行かなかったのですけれども、障害をもって生活している人たちの具体的な証言を聞いたことで意識が変わってきた。それと先程言った法廷の持ち方、障害とこれに伴う貧困が社会保障制度を必要としているのだということを知ってもらった（資料①22頁）。

## 6 政策形成訴訟への取り組み（資料①23～24頁）

そこで、次のテーマに入るのですけれども、堀木訴訟の経験あるいは朝日訴訟の経験から言って、その事件は原告だけの事件でないということです。社会保障の制度の中でいろんな問題点を明るみに出して、その制度を変えなければならないということを訴える裁判であったということは言えます。

「人びとは、当局の社会保障にかかわるやり方に納得できない場合に、泣き寝入りをするのでなく、裁判上でこのような処分を違法として争い、あるいは処分の根拠法そのものを違憲として争うことによって、自らの権利の貫徹や防衛をはかり、さらには行政ひいては立法改正そのものを結果として獲得する。」「そして何より、法廷という公のしかも人びとに開かれた場で、人民の生活実態と要求が明らかにされ、行政の実態や当局の姿勢が追及されることになる。」（小川政亮「社会保障裁判」ミネルヴァ書房1980年16頁）。

アメリカ、ナショナル・ロイヤーズ・ギルドのアーサー・キノイ弁護士が『試練に立つ権利』（1991年日本評論社）を書いています。金沢の団員、菅野昭夫さんが訳しています。キノイ弁護士が日本へ来て各地で話をしてくれました。「民衆の弁護士」として活動されたいろんな事件の経験が語られています。その中で一番印象に残ったのは、人々が抱えている困難な問題がある、権利が制限されている。移民が認められてない、難民として認めてもらえないとか、いろんな問題が持ち込まれた時に、弁護士は普通、それを裁判にす

るだけの条文が見当たらないということで立ち止まってしまう。法律の方から事件を見てしまう。

学生時代に法律相談部というのをやりましたけれども、法律相談というのは、やってくる相談を法律の条文にあてはめて、モノになるかならないか決めてしまいます。アーサー・キノイ弁護士は、それは間違いと言う訳です。困っていたら、何かやれ、“Do something”その言葉どおり言ったのです。何かやるために法律を見つけるということ、私の師匠、井藤誉志雄という、昔の『自由法曹団物語』に出てくる戦前からの弁護士ですが、その人はもともと神戸高商といって、神戸大学の経済学部の前身で勉強していた。そこで、京都学連事件といって、京大とか関西の学生がマルクス主義の研究会をしていると、治安維持法で一斉に検挙された。井藤先生はまだ駆け出しだったから検挙されなかったのだけれども、先輩が検挙されたので、経済学を学んでいたのですけれども、弁護士になることに決め、司法試験の勉強をして1年で弁護士になった。農民組合の顧問になって各地の小作争議の事件を担当した。3. 15事件の弁護団にも加わって、そのため自分が治安維持法違反罪で起訴され、2年余未決拘禁された。戦後はいろんな労働事件や在日朝鮮人への弾圧事件の弁護をした。その井藤先生が言うのは、条文から事件を見るのではなくて、問題がまずあって、その解決に使える条文を見つけるのだということ言われていました。

それから、もう一つ、アーサー・キノイ弁護士が言ったのは、たたかう民衆に奉仕して、法技術の能力を役立てるのが民衆の弁護士の任務であるということ。つまり自分の持っている法的な能力を何に使うのかということが弁護士としての出発点ではないかということです。それはこの本の166ページに書いてあるのですが、そのことと、関西学院のスローガン「マスタリー・フォア・サービス」とが同じだと思います。学問をする、何かを習得するというのは奉仕のためにするのだと。つまり自分のスキルを人の役に立てることが勉強する理由なのだということ言った。共通するものがあります。「個人の権利を擁護することと、反動権力全体に対する戦略的な闘争にかけ橋をかけてやるのが民衆の弁護士の任務の一つである」、こう書いてあります。

そのように考えるならば、一つの個人の事件を取り組むにあたって、それが民衆全体の権利、制度を変えていく、そういう問題になる、そのように取り組みをするのが民衆の弁護士の仕事である、こういうことなのです。それを方程式にするならば、まずは問題。今、何がこの社会で問題なのか。今一番私が痛切に感じるのは、人びとの暮らしと命、社会保障の貧困・格差の問題だと思っています。

宮澤節生先生という、神戸大学で教授をされていた時に知り合って、その後青山学院大学などあちこちに行かれた法社会学の先生がいます。法解釈学は学問でないと、こう言う人なのです。アメリカの弁護士には「コーズ・ローヤーズ」というのがあるということを教えてもらった。彼らは問題を事件だけで解決するのではなくて、事件が起こってくるもとになる根源のところを変えていくという、そういうローヤーズがいるということを教えてもらった。それも今まで言ったことと共通の問題だと思います。そして、ここに問題が

あるということを見つけたら、その問題に取り組むのにふさわしい手段は何なのかと考えてみる。そのときに訴訟だけに限ることはない。訴訟にしても何も判決で勝つことだけを目的にすることはないと、これを朝日訴訟も堀木訴訟も全部示していると思います。

生活保護の老齢加算の裁判も、軒並み負けていますが、その取り組みによって得られた成果が、今、保護基準切下げ訴訟に大きな糧になっていると思います。運動としては発展してきている。弁護団も大きくなってきていて、理論的にも充実してきていると思います。

## 7 違憲判決を勝ち取るために（資料①25～27頁）

少し実務に入りますけれども、違憲判決獲得の泉方式というのを紹介しておきます。泉徳治先生というのは最高裁判事をしていた人で、「一步前に出る司法—泉徳治元最高裁判事に聞く」（2017年日本評論社）という本を出しています。国際人権法を裁判に適用させるために、個人通報制度を導入すべきだと国際人権法学会でも報告をされる、そういうすごくい先生ですね。その先生が違憲判決を勝ち取るための方程式があるということで、まずは憲法上の基本権、何が侵害されたのか、どのような基本権が侵害されたのか。そして、侵害している国の行為が正当なものであるかどうかをテストしようと云う訳です。そして、その正当性のチェックをする。通達は法律上の権利制限の根拠でない。ここまでくれば、生活保護は憲法25条と生活保護法まではある。保護基準が憲法25条と生活保護法に違反することはできない。違反した保護基準というのは当然無効であると言わなければならない。

泉先生は「夫婦別姓を認めなかった最高裁判決の多数意見は『権利』よりも先に『制度』を考え、社会、家族を見て「個」が見えない判決になっている」と批判しています。

次に今、問題になっている優生保護法の問題です。何で遺伝性の障害を持った人に優生手術をして不妊にしなければならないのか、精神障害のある人をなぜ断種しなければならないのか、あるいはハンセンにかかった人をなぜ中絶させるのか。これは優生保護法の立法するときの議事録が全部ある訳ですけども、その中でいくつか人口を抑えなければいけない。そして劣った人間は淘汰しなければならない。優生保護法の第1条に、不良な人間を減らすということを法律の目的にしている。誰がそれを決めるのか。どこから不良で、どこから不良でないのか、そんな簡単に一つの物差しで人間の良、不良を決める訳にはいかない。第一、それが不良だとしても、現に生きている人を抹殺する、子どもをつくれなくするという権利を誰が持つのかということです。

優生思想で、すぐれた人間を残す、劣ったものは消す。犬だとか豚だとか牛などの品種改良と同じ発想、悪い品種のものは淘汰する。そして、国会の議論では、戦後の食糧難で人口が増えて困るから、できるだけ増やさないように産児制限をしようと言ったのです。劣った人はそれを理解しないから、貧乏人の子沢山で、なんぼでも子どもをつくると、そうすると逆淘汰になると、提案者の国会議員はこう言ったのです。逆淘汰というのは、劣

った人間が増えて、すぐれた人間が減ると、こういう意味です。その対策として強制的に不妊手術をすることができると、こういう法律をつくった訳です。

優生思想でそこまでやってよいのか、権力で個人の人権を奪っていいのか、目的と手段が果たして均衡がとれているのか。差別と人権侵害を「公益上の必要」「公共の福祉」で正当化した。公益とは何か。それは結局、国家の利益、あるいは企業の利益、そのような考え方が会社に役に立つ人間とそうでない人間と仕分けする考え方につながっていて、国民全部がそういう考え方にとらわれてしまうよう法律を作り、行政を行い、教育をした。兵庫県では「不幸な子どもの生まれない運動」というのまで展開をしてどんどんやったのです。(注2019年5月28日に仙台地裁で言い渡された優生保護法被害国賠判決は、障害者の基本的人権が侵害されたと言いながら、除斥期間経過で権利は消滅した、法的安定性の方が優先する、と云いました。そのような発想が裁判所の多数を占めているとすれば、変えていかなければなりません。)

違憲判決を勝ち取ることも大事。なぜかといったら、憲法違反だというのは非常にインパクトがあります。ただ、基本はそれこそ人々の持っている、これは困る、これは何とかこうしたい、そういう要求が正当化できるかどうかという、そのために裁判を起こすのだと考えるならば、勝訴判決、しかも違憲判決を勝ち取ると、それは言ったら切り札のようにはなる。ただ、それだけが勝利ではないということを私たちは知っておく必要がある。

そのためにどういう取り組みをするのかといったら、法廷のなかでの議論で勝つことも大事ですけれども、法廷のなかだけで事件は終わるものではないということです。つい先月の25日ですか、生活保護の集会、3000人ぐらいが日比谷野音で集まったそうですけれども、そういう大きな声が集められて、それが法廷に反映されていることが一つの大きな要求を支える運動になるということです。

そして裁判官には、自分はどういう仕事をするのかということを実感させるのが大事だ。これもキノイ弁護士は、「裁判官に憲法の擁護者としての使命をますます実感させることこそ、民衆の弁護士の役割だ」と云います。高齢加算や生活保護の裁判では、裁判官がまだそこまでたどり着いていない訳ですが、私たちが目指すのは、憲法25条を具体化させる、その仕事が裁判官に求められているということを実感させる。そのためには裁判官にそういうモチベーションを持たせるようにしなければならない。そのための働きかけが法廷外での運動。もちろん法廷内での取り組みもそういうことです。法廷内では憲法25条について、学者の意見書を出すというのは、弁護士が単に準備書面を出すだけでは、なかなか裁判官というのは権威主義ですから、私たちが言っただけではあかんで、大学の教授の肩書の意見書だったら、アホらしい話だけでも中身一緒でも裁判官はちゃんと見る訳です。そういうことで、憲法学者に意見書の作成を頼んでいます。

国際人権法でも青山学院大学の申恵丰(しんへぼん)先生にも社会権規約の「社会保障後退禁止原則」について意見書を書いてもらっています。裁判官に、こういう研究があるのだったら安心して判決を書けるというふうにしたい訳です。

原爆症事件で、大阪高裁で原爆症の判決を書いた裁判官が、後日話したことに、この事件は原告を勝たせるのは非常に難しいと考えた。そもそも70年前に被爆したのと、今ある、癌だとか心筋梗塞だとか、誰でもなるような病気の原因になっているということについての、相当因果関係というものを認定するのは非常に難しい。カルテなどはもちろんない。疫学調査もまだ発展途上です。それを勝たせるには、被爆の実態をしっかりと受けとめて、被爆者が今どんな苦しみ、思いをして生きてきているのかということを知る必要があるということで、知人の裁判官に呼びかけて広島と長崎の原爆資料館を2～3回見に行ったという訳です。被爆の実相に触れてモチベーションを高めて、判決を書きました。法理論としては非常に難しいということを率直に言っています。しかし被爆者が体験し、生きてきた人生を思うとき、原爆症の認定をしなくてはならない、と考えたのです。

もう一つ引用したのは、今年の10月号の『世界』に載っている樋口元裁判官、大飯原発の差止め判決を出した人が書いていることは、裁判官というのは、何も最高裁から言われたから悪い判決を書くわけではない。ただ、みんな自分が目立つのを避けるのだ、突出したくないのだと大勢に従う。

そこで、突出しないで内容のある判決を書けるようにするには、社会の大勢がそういう判決を書くのが当然だという雰囲気を作り、裁判官を動かす必要があるのです。

それがうまくいったのは原爆症認定の訴訟です。当初の集団訴訟が306人の原告。その後、百何十人もまたノーモア・ヒバクシャ訴訟をまだやっていますけれども、原爆症の事件は2003年に全国で提訴して、2006年に第1号の判決が大阪地裁であったのです。大阪地裁は私が弁護団長なのですけれども、大阪地裁で9人の原告全員が勝ったのです。長崎の松谷訴訟最高裁判決で、原爆症の認定にも相当因果関係の証明が必要とされた。放射線被爆と申請疾病との間に「因果関係の高度の蓋然性の存在」を証明することは、医療過誤の事件を見れば非常に難しい。判決前、一人でも勝ったら勝訴だと考えて旗をつくっていましたが、全員勝った。それから広島でも全員勝って、次々ともう圧勝ですよ。行政事件で一般の勝訴率はせいぜい20～30%でしょう。原爆症の判決では90%勝っているのです。原爆症認定集団訴訟では、被爆の実相を裁判官に知ってもらうことが裁判官を動かし、大きな流れが作られた。その流れが裁判官に安心して原告勝訴の判決を書かせるに至ったと考えられます。だから、そのような裁判の取り組みが必要だと思います。

## **8 今日における社会保障裁判の展望～裁判官の意識を変えるために（資料①28～31頁）**

その次、もう一個のテーマとしての社会保障裁判（資料①28頁）、これが皆さん今取り組んでいる裁判だと思いますけれども、現状はこういうことで、1番、2番はよくご存じ、3番が今、岡山の浅田訴訟でこれは介護保険の事件です。障害者総合支援法で福祉サービスが各自治体で実施されるようになっているのですが、年齢が65才になった途端に、介護保険優先で打ち切られます。岡山の浅田達雄さんは65才になるまで障害者福祉サービ

スで長時間の介護を受けていたのですが、65才になった途端に、打ち切られました。浅田さんは、介護保険に切りかえると原則1割の自己負担が生じるので、自己負担できないと介護保険の申請をしなかった。すると岡山市は介護給付を不支給と通知してきた。「死ぬというのか」ということで裁判起こして2018年3月、岡山地裁で勝ったのですね。

その事件は、今、国の社会保障は全部保険として、年金もそうですけれども、全部自助努力ということで、保険料を掛けていた人だけが給付を受けられる。自分のお金で社会保障を買うというふうな仕組みにどんどんしていこうとしています。そこで障害者施策も全部保険にしてしまおうという考え方で、原則を変えない訳ですね。岡山地裁判決は、原則を間違っている、憲法違反だとまでは言わなかったのですけれども、介護保険優先ではなく、給付の調整をするための規定だと云いました。自治体によって介護保険を適用するのはあまりにも形式的で、障害者支援の考えに反するというで例外を認める自治体が何ヶ所かはある訳です。それを認めて、原告の人に介護保険でなしに障害者福祉給付をすることができるのだという判決を下した訳です。(注2018年12月には岡山市の控訴も棄却されて浅田さんの勝訴判決が確定しました。)

現在、大きな社会保障をめぐる裁判の中で、老齢年金引下げ訴訟という事件があります。これまで通りの年金を支払って行くと、年金財政が破綻する。保険料の額では年金給付を賄えなくなる、そこで給付額を減らさねばならない、そういう理屈です。マクロ経済スライドもその手法の一つです。これは老後を自己責任、自分の蓄えで生きろということです。しかし、国が社会保障制度として年金を考えるなら保険料を国が集めるのは、本来は公的な資金(税金)でやるべきものを、お金が出せる人には財源を確保するためにと、そういう意味で保険料を集めているのだと切りかえてもらわなければならない。

その点で、私が和歌山のベンジジンという物質で膀胱がんになった人の労災認定の事件をやったことがあるのです。その事件は、戦前に発がん性のある染料の原料を扱った人が20年、30年の潜伏期間をおいてがんを発病するのです。昭和13年ごろに作業をして、発病が昭和30年ごろ、膀胱がんになって死んでいく、そういう人が和歌山で多発したのです。当時、労働省ですが、1000人近くの労働者の労災認定を拒否した。なぜならば、発がん業務起因性はあっても、その業務に従事した時には、労災保険法はまだ制定されていない。だから保険の適用はないと言ったのです。それで和歌山地裁で労災認定の裁判を起こして勝った訳です。

それはなぜかといったら、労災保険の制度は、労働者が業務上の死傷病になったときに、生活、家族を保障するための制度(労災保険法1条)なのだから、保険制度が後でできたとしても、現に労働者が業務上の死傷病になって、必要になったときには労災保険は給付すべきだ、保険料を掛けている、いないは二の次だという議論をしたわけです。一審勝って、大阪高裁でも勝って、最高裁でも勝ったのです。だから判例六法の労災保険法の第1条のところを見てもらったら、和歌山ベンジジン事件というので、最高裁の判決が載っ

ています。それは制度の趣旨に照らして労災保険施行前であっても、施行後の発病であれば保険を適用することができる、という判決です。

厚生労働省は労働法の学者を動員して意見書を書かせたのです。対抗して私の方は松岡三郎先生、桑原昌宏先生、脇田滋先生、などをお願いして意見書を出して論争に勝った。

その事件は労災「保険」というけれども、保険料は要するに財源の調達方法の一つであって、制度の趣旨は必要な年金給付・保険給付をするためなのだから、保険加入の有、無で、保障をする、しないを決めるような問題ではないと、それが公的年金であり、公的保険であり、民間で売り出している保険とは違うと、こういう議論が最高裁で認められたのです。

勝敗を裁判官だけのせいにはしてはならない。つまり裁判官は目立ちたがらないから、世の中の大勢がそうでないと、なかなか思い切った判決を書けない。そのためには、まずは裁判官を取り巻く社会を変える必要がある。その点で言えば、世の中で生活保護をもらっている人は税金で食っているからうらやましいと言う人がいます。そのような社会意識を変えなければ、裁判官も変わらない。私たちはこれに取り組む必要がある。そこが一つの大きなポイントだろう。それを裁判の法廷の中だけでなしに取り組む必要がある。

もう一つ、裁判官に確信を持って判決を書いてもらうためには憲法25条。老齢加算のときには憲法の先生の何人かに意見書を書いてもらったけれども、それで、まだ、これというような決め手がなかったのです。専修大の棟居快行先生や学習院の青井未帆先生に書いてもらったけれども、今度、私たちが兵庫の訴訟で、大阪大の高田敏先生は、憲法25条と生活保護法の8条2項をじっくり読んで、生活保護法8条2項のこれを超えないというものは決して、岡田調査官解説が、最低生活を超えると削減すべきだという意味ではないのだと。もともと最低生活基準というのがなかなか決めにくいから、十分なものを保護基準として決めなさいよと、そこに重点があって、ただ、むやみにそれを高くしてはいけませんよという意味で「超えないもの」という言葉が使われているだけである、こういう解釈論を割と細かく展開をしてくれていると思うのです。これは相当説得力のある憲法論だろうと思っています。

もう一つは、社会保障の後退禁止原則です。これは老齢加算のときに申恵丰先生に意見書を書いてもらって、社会権規約でははっきりとそのことがうたわれているではないか。一般的意見第19というので言われている。その解釈のもとになっていることを言いますと、国連社会権規約委員会の委員をしていたドイツのアイベ・リーデル先生という社会保障の学者ですけれども、日弁連で社会権規約の講演をしてもらいました。社会権規約2条には漸進的達成と書いていて、それは法的義務でない。憲法25条も国民に具体的権利を与えたものではない、政治的義務だという議論が幅をきかせている。

リーデル先生が日弁連で講演したときに言ったのは、条約締約国の義務なのだから、社会保障を向上させる、保護する、発展させるという義務はまさに条約の法的な義務なのだ。ただ、世界に百何十ヶ国もあって、それぞれの経済状態・国情が違うので、同じ水準で社



会保障をしろといってもそれは無理な相談で、それぞれの国はまずは努力をする義務がある。努力をしないことは違反だ。努力をした結果、到達したものを後退させるということはまさに義務違反なのだ。そのことを書いているのが一般意見の19の「後退禁止原則」なのだ。つまり社会権規約の社会保障の権利義務は、政治的責務にとどまるといった解釈は間違いだということをはっきり言った。その意味で、日本で既に到達している生活保護の水準を後退させるということはまさに社会権規約違反である。そのことを、2018年5月、国連の人権理事会が任命した3名の特別報告者がそういう意見を日本政府に表明しました。それについて、老齢加算の廃止は社会権規約に違反をしていると申先生に意見を書いてもらいました。それを大阪高裁に出し、これを認めなかったら国際社会から笑われますよ、と言った訳です。そしたら裁判官も、国際人権法の直接適用はできないと言ったけれども、憲法25条の解釈として、「後退禁止原則」はあるのだということを確認した。但し、本件は後退禁止原則に照らしても本件は許されるケースにあたるとして、結局請求は認めなかった。しかし少なくとも憲法25条の解釈として「社会保障の後退禁止原則」があるということを判決に書かせた。老齢加算廃止事件の一つの成果であったと思います。

ということで、壁を打ち破るためには自己責任論を打ち破る、それから、社会保障の権利論をやる。社会保障のレボリューションを起こさなければならない。朝日訴訟、堀木訴訟の時代と比べると社会保障が選挙の最大の争点になり、原告も千倍増えている。弁護団もすごい。かつて日弁連の人権委員会のなかに社会保障問題調査部会というのをつくっていた時、メンバーは新井章先生、渡辺良夫先生、池田眞規先生、高野範城先生と私ぐらい。ショボかった訳です。何でみんなやらんのかなと嘆いていた。今は本当に時代が変わった。生存権裁判の弁護団会議といたら100人以上集まるでしょう。大したものだと、私はそれだけ社会の意識が変わり、運動も発展してきていると思うのです。

皆さんがたの参加を心から待っています。

## 1, 障害者権利運動の宗家—自立支援法違憲訴訟

### 【障害者自立支援法違憲訴訟とは】

2003年制定された障害者自立支援法では、それまで「措置制度」とされてきた障害者福祉制度を自己決定、自立の制度として「支援費制度」とした。福祉サービスを障害者が自分で買い、その費用を国・自治体が「支援」する制度に変更された。そして当初国が負担していた支援費を2005年から自立支援法29条で介護給付費などの費用を支給するが、その内10パーセントは障害者本人の自己負担とすると定め、「応益負担」を導入した（医療費についても法58条で10パーセント負担とした）。その結果福祉制度を利用するものはその頻度や量が多いほど自己負担額が大きくなることになった。

月額上限額は所得に応じて4段階に分けられていたが、市民税非課税の人でも月額2万4600円、それ以上の所得の人は月額3万7200円の負担上限額になった。応益負担は障害が重いほど重くなる「障害税」だと言われた。その結果負担に耐えられず、事業所や作業所を退所したり、通所回数を減らしたり必要な介護支援を減らしたりすることになった。

2008年10月31日、全国8地裁に30名の原告が自立支援法は憲法25条と14条に違反するとの裁判を起こした。その後2次提訴、3次提訴があり、全国14地裁71名の原告となった。

### 【基本合意の成立】

世論の大きな共感と支持を得、政権の交代もあって、2010年1月7日、応益負担に終止符を打つ「基本合意」が国と原告団、弁護団との間で取り交わされた。

厚生労働大臣は「応益負担はやめる。障害者総合福祉法を制定する」との確認書に署名し、各地裁判所で和解による終結をした。合意した内容は；

- ①利用者負担を増やさない、
- ②収入認定は本人だけ、
- ③介護保険優先原則の廃止、
- ④安心して暮らせる支給量を保障し、個々の必要性に応じた決定、
- ⑤そのために、障害区分の廃止。

であった。

しかし、現在その合意が十分には実行されていない。

### 【障害者自立支援法応益負担違憲訴訟の意義】

◆求めたもの 自立支援法7条の応益負担制度の撤廃  
「応益」の違憲性をみとめさせる。  
しかし、自己負担制度は残った（介護保険移行をにらむ）  
一定の所得以下の障害者の負担はさせないことにした。

## 2, 障害があっても普通に暮らせる制度・法律、社会にする裁判

### (1) 玉置市立尼崎高裁判

#### 【1992年3月13日神戸地裁判決】

進行性の筋ジストロフィーに罹患している玉置真人君が市立尼崎高校への進学を希望し、入学試験に合格した。しかし高校の校長は玉置君の入学を不許可とした。その理由を、車椅子の玉置君を受け入れる教室、エレベーターがない。障害の程度が重く、体育の授業に参加できず、学校でも介護を必要とするが、養護学校ではないから人的・物的条件がない。普通高校においては全課程を無事に終了する見通しがなく、受け入れは不可能である、と主張した。

1991年6月、玉置君は入学不許可処分の取り消しを求めて神戸地裁に提訴した。審理では茂木俊彦都立大教授の、障害児の教育を受ける権利を保障すべきであるなどとの意見書を提出し、翌92年3月13日玉置君全面勝訴判決が言い渡された。

障害があっても合理的配慮により、普通高校で学ぶ権利を認め、全面的発達の権利を保障すべきことを命じた。

この判決は控訴されず確定したが、玉置君は関西学院高等部に入学し、その後大学院に進学して宇宙物理学を学んだ。

### (2) 下市中学校事件

平成21年6月26日奈良地裁決定（「賃金と社会保障」1504号47頁）

脳性麻痺のため四肢機能に障害のある児童が地元の公立中学校への進学を拒否された事件

下市町教育委員会は「特別支援学校への進学が適当」とした。その理由を、①公立中学の地域には階段、段差が多い、②体重が増加し、車椅子の介助が困難になる、③学校には危険ならせん階段しかない、とした。

児童と家族は、教育委員会に対して、当時の学校教育法施行令による「認定就学者」として公立中学校を指定することを求めた。奈良地裁は教育委員会の判

断は、本人と保護者の希望と将来の可能性を見ず、現状に固執したもので特別支援教育の理念に反している。裁量権を逸脱した違法な決定であり、公立中学校への入学を認めるべきであると判断した。その結果児童は2学期から中学へ通学し、その後無事卒業して地元の県立高校に進学した。

### (3) 成年後見選挙権裁判

★東京地方裁判所平成25年3月14日判決（判時2178号3頁）

☆公職選挙法11条1項1号「成年被後見人は選挙権、被選挙権を有しない」

と定めるは憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するものであり、無効である。

■平成25年5月27日公職選挙法改正、5月31日公布、6月30日発効  
7月参議院議員選挙で約13万6000人の被後見人の選挙権回復

### (4) 高松手話通訳派遣裁判

【高松手話通訳派遣裁判とは】

長女が進学を希望する専門学校の保護者説明会に出席するために、高松市に手話通訳派遣申請をした。しかし市は派遣を拒否した。その理由は①市の要綱が定める派遣区域は高松市内であり、東京への派遣は区域外で「特に必要と認める」要件を満たさない

②市の運用基準が定める教育関係の「入学式、卒業式、PTA、教育相談、進路相談」は義務教育と高校等に限られ、「専門学校の保護者説明会」は含まれない

母は、2012年2月高松地裁に①手話通訳派遣却下処分の取り消し、②自費支出した費用5140円と慰謝料10万円の支払いを求めて提訴。

裁判は高松の会だけでなく、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者連合、全国盲ろう者協会、全通研、日本手話通訳士協会、全国要約筆記問題研究会などが支援し、弁護団には聴覚障害をもつ弁護士を含む約40名の弁護士が加わった。

2013年3月厚生労働省が「意志疎通支援事業についてのモデル要綱」を示し、同年10月に鳥取県で「手話言語条例」を制定。2014年1月障害者権利条約批准。高松市は2014年4月モデル要綱に沿った内容に要綱を改正した。その結果地域が香川県内に広がり、県外でも派遣先市町村

に依頼して派遣できるようになった。派遣対象も「日常生活及び社会生活を営むのに必要な行為」と広がった。

【制度変更で解決】

高松市が今後この要綱の趣旨に従って誠実に運用することを約束して平成26年10月22日高松地裁で和解した。

(5) 中津川代読裁判

平成25年5月11日名古屋高裁判決 判例時報2163号10頁  
岐阜県中津川市議会議員であるKさんが、在職中に咽頭ガンで声帯を失い、その後質問や発言に代読を認めるよう議会に要請した。しかし議会は音声変換装置付きのパソコンを利用する方法のみしか認めなかった。Kさんは中津川市に対して議会が議員活動を制約したことについての損害賠償を請求して提訴した。

判決は、議員が議会において自由に発言することは参政権の一つとして重要な人権であり、パソコンを使えないKさんにこれを要求することは違法であると判断し、市に300万円の慰謝料を支払うよう命じた。

(6) 無年金障害者訴訟

平成21年4月17日東京地裁判決（判例時報2050号95頁）

平成3年3月31日以前は、20歳以上の学生は国民年金が任意加入だった。未加入であった学生時代に病気や怪我で重度の障害を負うに至っても、障害基礎年金が支給されない。そこで国民年金加入が義務化されるまでに重度の障害者となった人たちが全国で多数立ち上がって年金支給を求める訴訟を提起した。平成16年3月24日東京地裁で任意加入の有無で年金受給権の有無が決まるのは法の下での平等に反し、違憲との判決を下した。その結果平成16年12月「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」が制定された。

(7) 和歌山 ALS 介護訴訟

和歌山 ALS 介護給付訴訟 （2012年4月25日和歌山地裁判決）  
判例時報2171号28頁 「賃金と社会保障」1567号85頁

和歌山市内に住む70代のALS患者Aさんが、和歌山市に対して重度訪問介護の支給量一ヶ月651時間（介護保険とあわせて1日24時間の公的介護）を求めた訴訟。

和歌山市は妻の同居を理由に1日12時間分の公的介護しか認めず、うち重度訪問介護の支給量はわずか一ヶ月268時間（1日8時間×31日+20時間）とした。妻も70代で足に持病があり、介護できない。公的介護がない時間帯はヘルパーのボランティア派遣で24時間の介護を補っていた。2010年9月Aさんは268時間とする決定の取り消しと24時間介護の義務づけ等を求めて提訴した。

2012年4月和歌山地裁は和歌山市に対して、Aさんの生命・身体・健康の維持のためには1日当たり17.5時間、一ヶ月当たり542.5時間の介護必要性があることを認め、これを下回らない支給を義務づける判決を下した。

これで十分とは言えなかったが、双方控訴せず確定した。その後Aさんは593.5時間（介護保険と併せて1日約21.5時間）の決定を受け、不足部分は介護事業所の善意でまかなっている。

### 3, 優生保護法による障害者強制不妊手術国家賠償請求事件

優生保護法被害国家賠償請求訴訟

2019年5月28日仙台地裁判決

1948年旧優生保護法が制定され、遺伝性の障害をもつ者、ハンセン病患者、重度の精神障害者を「不良な子孫」として医師と審査会の判断で強制的に不妊手術を行った。1996年に旧法が改正され、強制手術の項目を削除して「母体保護法」となるまで48年間にわたり、約2万6000人が強制手術を受け、家族や学校、周囲の強制で「同意」による手術を受けた人は10万人近くいると想定される。

96年の法改正後、国連自由権条約委員会などからその補償を行うよう勧告を受けてきたが、補償立法をしないまま20年以上経過した。

2017年宮城県で手術の記録を発見した被害者が2018年1月仙台地裁に国家賠償を求めて提訴した。これをきっかけに、被害者が裁判に立ち上がり、仙台地裁二次、札幌地裁、東京地裁、静岡地裁、大阪地裁、神戸地裁、熊本地裁の7地裁で20名の原告となった。

仙台地裁2019年5月28日判決は強制手術の違憲性、リプロダクティブ権侵害を認め、補償立法の必要性を認めたが、手術を受けた後20年の除斥期間（時効と同様）が経過したので権利が消滅したと請求を棄却した。現在仙台高裁に控訴審が係属している。

提訴をみて、政府与党も動き出し、議員連盟を作って補償立法に取り組み、2019年4月24日旧優生保護法による被害者に対する「一時金支

給等に関する法律」が制定された。訴訟の提起により、その判決を待たずに立法がされたという「政策形成訴訟」のパターンである。

「一時金支給法」の制定により、所期の目的は一応達成された。しかしその内容は、対象となる者の範囲が手術を受けた本人と狭く、一時金額も320万円と被害にみあったものではない。全国の裁判はこれからも続け、優生手術被害者への補償を十分なものにする運動として位置づけられる。

そして、この優生保護法被害裁判は、被害者への賠償にとどまる事件ではない。何よりも、旧法の立法動機となった「優生思想」とのたたかいである。今も社会に蔓延している障害者についての「優生思想」の誤りを正し、インテグレーション社会を作っていく運動である。

付録終わり

自由法曹団 新人学習会  
2018/11/12

クライシスから  
レボリューションへ

# 社会保障裁判をただたかう

藤原精吾



# 社会保障クライシスのリアル

安倍政権の6年間

社会保障費3.9兆円削減

| 年度   | カット項目                                  |           |
|------|----------------------------------------|-----------|
| 13年度 | 生活扶助費削減など                              | ▲2800億円   |
| 14年度 | 診療報酬の実質1.26%削減<br>生活扶助費の削減など           | ▲4000億円   |
| 15年度 | 介護報酬2.27%減額<br>生活保護の冬季加算削減など           | ▲4700億円   |
| 16年度 | 診療報酬1.31%減額                            | ▲1700億円   |
| 17年度 | 医療・介護の自己負担月額上限引き上げ<br>後期高齢者医療の保険料値上げなど | ▲1400億円   |
| 18年度 | 生活扶助費削減(3年かけて▲160億円)<br>診療報酬1.19%減額など  | ▲1300億円   |
|      | 6年間の合計                                 | ▲1兆5900億円 |

# 社会保障クライシスのリアル (2)

安倍政権の6年間

社会保障費3.9兆円削減

| 項目 | 法改悪によるカット                                                              | 金額                             |
|----|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 年金 | 13～15年 「特例水準解消」で2.5%減<br>15年度 「マクロ経済スライド」で0.9%抑制<br>17年度 物価変動を踏まえ0.1%減 | ▲1兆2500億円<br>▲4500億円<br>▲500億円 |
| 医療 | 18年度 70～74歳まで2割負担                                                      | ▲4000億円                        |
| 介護 | 15年 2割負担導入<br>15年 施設の居住費・食費負担増                                         | ▲750億円<br>▲700億円               |
|    | 合計                                                                     | ▲2兆2950億円                      |

（19） 東京新聞 2018年10月28日 赤旗 日曜版

具合が悪くても病院に行けない

## 貧困が奪う命

## 「手遅れ死」のリアル



埼玉協同病院 患者ソリューションカー 竹本 耕造さん

限界まで我慢 救急でやごと受診 保険証あればもっと助かる



日本共産党参院議員 倉林 明子さん  
 国産薬調剤費は約 1500億円、そのうち約 400億円は、田んぼや果樹園などに使われ、農産物の生産に貢献している。一方で、国民の健康を守るために使われるべき薬の調剤費は、約 1000億円に達している。これは、国民の健康を守るために使われるべき薬の調剤費が、農産物の生産に貢献しているよりも多いという現実を示している。これは、国民の健康を守るために使われるべき薬の調剤費が、農産物の生産に貢献しているよりも多いという現実を示している。

### 国保料引き下げ安心の医療を

「手遅れ死」とは、病状が悪化しても、経済的な理由で病院に行けず、自宅で亡くなることを指す。これは、貧困がもたらす深刻な社会問題の一つである。多くの患者は、高額な医療費を払えずに、苦痛の中で命を失っている。これは、医療制度の根本的な問題を示している。医療制度の根本的な問題を示している。

40代男性 無保険 事故でトラック運転手をしてから1週間ほど経たず、腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。

50代男性 短期保険証 身体障害者手帳3級、腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。

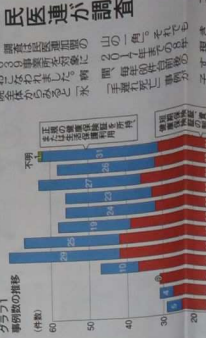
60代女性 短期保険証 夫の遺族年金（月6万円）で生活している。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。

60代男性 資格証明書 腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。

70代男性 国保証 腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。腰痛がひどくなり、歩けなくなり、病院で診断された。

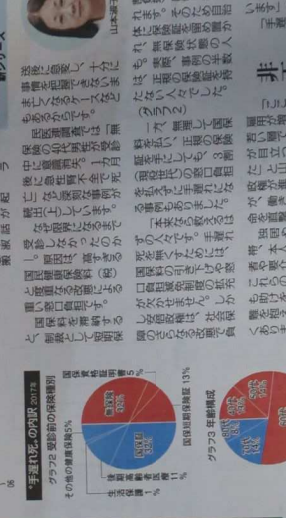
### 国保料、窓口負担が高すぎる

国保料、窓口負担が高すぎる。これは、多くの国民が抱えている深刻な問題である。医療費が高額になり、多くの国民が医療を受けることが難しくなっている。これは、医療制度の根本的な問題を示している。医療制度の根本的な問題を示している。



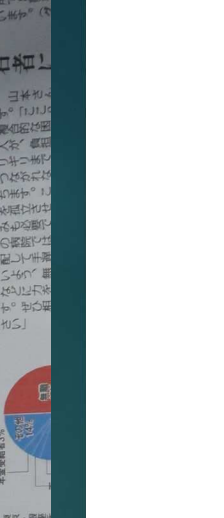
### 脅かされる生存権

生存権が脅かされている。これは、多くの国民が抱えている深刻な問題である。医療費が高額になり、多くの国民が医療を受けることが難しくなっている。これは、医療制度の根本的な問題を示している。医療制度の根本的な問題を示している。



### 非正規の若者

非正規の若者が抱えている深刻な問題。これは、多くの国民が抱えている深刻な問題である。医療費が高額になり、多くの国民が医療を受けることが難しくなっている。これは、医療制度の根本的な問題を示している。医療制度の根本的な問題を示している。



# 格差と貧困の現実

2015年まで7年間の推移

- ◆ 国民所得・・・3兆円増（指数100⇒101）
- ◆ 雇用者「賃金・俸給」は5.1兆円減少（指数100⇒98）
- ◆ 雇用者報酬の「雇主社会負担」0.5兆円減少（指数100⇒99）
- ◆ 民間法人企業所得4.9兆円増加（指数100⇒111）

「最貧困層の生活水準に合わせて保護基準改定」

youは何しに弁護士に

## 人と出会い、事件と出会う

- ▲ 青法協・労働弁護士
- ▲ 労働災害・過労死事件
- ▲ 全日自労・職安求職闘争
- ▲ 生活と健康を守る会・弾圧事件
- ▲ 堀木訴訟・・・障害者の権利運動⇒社会保障の分野に
- ▲ 原爆症認定集団訴訟⇒核兵器廃絶の運動へ

### 1982年7月7日堀木大法廷判決の一般的な理解

★「社会保障立法においては、幅広い立法裁量権があり、著しい不合理がない限り、違憲の問題を生じない。」

**堀木訴訟は、障害者が主権者として基本的人権確立のためたたかった訴訟**

☆権利はたたかう者の手にあるとの確信をつかんだ訴訟

**あまり知られていない成果**

☆公的年金の併給に関する原則の見直し

☆手当支給対象者の拡大 ☆児童扶養手当の増額

堀木訴訟とは  
どのような裁  
判であったか

# 堀木訴訟の経過

扶養手当法4条3項3号（改正前の条文）

4条（支給要件）

3項 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号の何れかに該当するとき、支給しない。

三、公的年金給付を受けることができるとき。

- ▲ 堀木フミ子さんとは誰か
- ▲ なぜ訴訟を起こしたか

☆ 堀木さんの素朴な疑問

「視覚障害者に対する福祉年金と母子家庭に対する児童扶養手当が何故併給されないのか？」

- ・ 事件が法廷に持ち込まれた経過

弁護士にたどりつくまで

（詳しくは小川政亮編「堀木訴訟運動史」

法律文化社）

# 児童扶養手当法4-4-3の 違憲無効を主張するしかない

9

## 違憲主張の論点

30 憲法14条違反（法の下の平等原則違反）

- (1)障害福祉年金と児童扶養手当では、給付目的と実質的権利者が異なる
- (2)母が障害福祉年金を受けている児童に手当を支給しないことは児童の差別である
- (3)障害をもった母に児童扶養手当を支給しないことは、障害者に対する不合理な差別である



# 新・権利のための闘争

## ■堀木訴訟 “生存権”を問い直す



小中陽太郎 作家

●最高裁を盲導犬が行く

雨に濡れる最高裁判所の南側の石の階段を、盲導犬のしっかりした足が一步一歩昇って行く。そのあとを目の不自由な男女がのぼって行く。

その犬の足の運びを見ていたら、思わ

ず涙がこぼれた。

私たち健常者にとってさえ、最高裁は遠く、いかめしい。

野坂昭如の四畳半襖の下張り裁判や、模索舎裁判を支援している私も、ここに登ったことはない。ここに、この目の不自由な人がたどりつくに至ったのには、いかにばかりの労苦があったろうか。そし

て、権威だけ考えてつくった建築を笑うように、たくましい足をもった盲導犬が、ゆっくりと階段をのぼって行くのである。

一九八二年四月二十八日、午後の法廷、雨は朝から降りやまない。

長い階段をのぼる。

小さな入口がある。傘をあずける。

廊下を抜けると、広いロビーに出た。

ロビーと大法廷の間は、二・三段の階段になっている。

建築家は、おそらく、ちょっとしたア

クセントのつもりで高低をつけたのだらう。そして、車椅子がその高低を越える

ためには長いたかひが必要だった。最高裁は、車椅子のためにわざわざお化粧

直しをした、と新聞に伝えられていた。

そんなものじゃない。二・三段の高低のために、そこに板をさしわたしただけの

ものだ。

私はテレビディレクターだったころ、

カメラを移動するのに、仮設の板の道を

舞台のわきや凸凹のある土地に敷いた。

その程度のもんだ。

最高裁がこれまで、車椅子のことをま

ったく考えなかったとは残念なことだ。

大きな法廷だ。吹きぬけのドームで、

天井にサンルームのようにガラスの明り

とりがある。こんなに上をあけるなら、

ここにもっと傍聴席をとれないものか。

ゆったりした指定席の椅子だ。プラネ

▲タイトル写真は、右から藤原弁護士、堀木フミ、金沢袖子さん「神戸の弁護士事務所」

タリウムに似ている。そのうしろに三寸

角程の角材をコの字型にならべて、それ

が車椅子の定位置だという。

感心したのは、盲導犬で、椅子の下に

ゴロリと横になって、開廷を待つ。

正面に背もたれの高い椅子が、一五な

らんでいる。大審問官の一下問というわ

けだ。

それでも、最高裁の全裁判官が口頭弁

論を開くのだから大したものだ。

背後の板の扉が、電気仕掛であいた。

ソロモンの洞窟みたいだ。

そこから、黒い法服の最高裁の裁判官

が思い／＼の姿勢で入ってくる。一礼す

る人もいれば、そのまま席について天井

をおおいでいるものもいる。服部高顕長

官は小柄で色が黒くて、なんだか時代劇

の中の秀吉とか伊達政宗という智謀型の

武將を思わせた。

午前中、ここで、堀木フミの過酷な半

生が語られた。

私は、それを半月前私の生まれ故郷の

神戸で、堀木の口から聞いた。

●子どものために

神戸に行ったときも雨だった。

神戸駅のガード沿いの向かいのビルに

# 堀木訴訟神戸地裁判決(1) 神戸地裁1972 (昭和47) 年9月20日判決

11

▶ 「障害福祉年金を受給している父と、健全な母と、児童との3人の世帯に対しては、障害福祉年金と手当とが支給され得るのに反し、障害福祉年金を受給している母と児童のみの2人の世帯に対しては、障害福祉年金が支給されるのみであって、手当は絶対に支給されないことになっている。

▶ 2つの事例を対比してみると、手当の支給について、障害者として公的年金を受け得る者が、母であるか、又は父であるかということ、若しく母が障害者であるか又は健全であるかということの差違によって、いずれも前者の母に対しては手当が支給されず、後者の母に対しては手当が支給されるといふ事態が、本件条項によって惹起されていることが覚知される。

# 堀木訴訟神戸地裁判決(2)

12

(A) 視覚障害者世帯の生活実態

(B) 母子世帯の生活実態

「そうすると、本件条項は、何ら合理的な理由がないにも拘わらず、・・・  
視覚障害者として、障害福祉年金を受給している者であって、児童を監護する母であるという地位にある女性を、一方において、同程度の視覚障害者である障害福祉年金受給者の父たる男性と性別により差別し、他方において、  
公的年金を受給し得る障害者ではない健全な母たる女性と社会的身分に類する地位により差別する結果をもたらすものである・・・」

## 堀木訴訟神戸地裁判決(3)

「被差別者である右女性の経済的な生活環境は、極度に悪いのであって、法律によって手当の支給を拒否されている当該女性の被差別感は、極めて大なるものであることが容易に感得される・・・」

「かかる事態を惹起させている本件条項は、現行制度のままでは、憲法第14条第1項に違反し、無効であるといわなければならない。」

# 一審判決のインパクト

## ☆国の児童扶養手当法改正

- ▶ 児童扶養手当法4条3項3号（併給制限条項）一部改正（昭和48年・1973年9月26日）
- ▶ 給付対象者の拡大 17万人から30万人に（うち障害者世帯は1万2000人から2万4000人に）  
給付額のアップ
- ▶ 全盲の母が六法全書を書き替えさせた

# 法改正に留ま らない 政策変化

「福祉元年」と言われる社会保障制度の見直し

- ① 手当額の引き上げ 4,300円→6,500円/月
- ② 親・養育者の所得制限緩和
- ③ 併給禁止の緩和範囲の拡大（老齢福祉年金、  
特別児童扶養手当の受給者）

堀木さん提訴の弁

「私がなめた茨の道を歩ませないよう、これからの若い障害者に代わって、裁判に踏み切る」を実現

# 権利運動がもたらした政策 変化 朝日訴訟の前列

- ★朝日訴訟では生活保護基準の大幅アップ
  - ☆月600円の日用品費を2700円に
  - ☆そして憲法25条が生存権を市民に保障していること、  
社会保障が権利であることを示した。
- ★堀木訴訟は  
障害のある人が主権者としての自覚をもつ大きな契機となった。  
  
それは、その後の障害者運動の礎となった。

# 法改正をした のに控訴した 理由

《兵庫県知事は「控訴したくなかった」と表明した》

- ◆政府は、国民のニーズや要求に基づいて社会保障制度を作ることを拒否した
  - ◆社会保障の恩恵論・裁量論・予算編成権
  - ◆社会保障制度を政府/財界の都合、  
によって制度をつくることを正当化したかった
- 《控訴は問題の本質を明るみに出した》

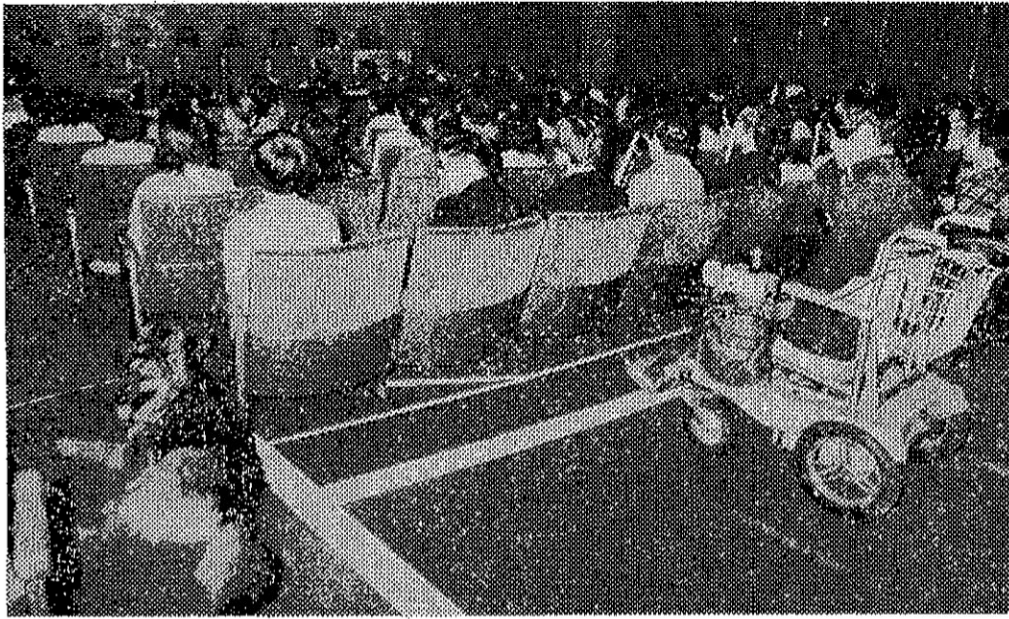
堀木ソング “一人のおかあさん”

「国の政治と向かい合って・・・」



# 大法廷に車イス・盲導犬

## 最高裁の「頑張る」と堀木さん 口頭弁論



荘重な石造りの最高裁大法廷  
傍聴席を二十八日、盲導犬に引  
かれた視力障害者、車いすの重  
度障害者が埋め、国の社会保  
障施策を問う「堀木訴訟」の口  
頭弁論が開かれた。全盲の身で  
十二年間、裁判を続けてきた堀  
木フミ子さん(三〇)は支援者に支  
えられて入廷した。裁判官に  
「障害者にも人間らしく生きる  
権利があるはず」のひと言を訴  
えたいという。提訴以来、裁判  
を軸に運動の輪が広がり、児童  
扶養手当法の改正、障害者福祉  
年金の大幅アップ、最高裁大法  
廷でも車いす、盲導犬の入廷と  
実を結んできた。しかし、今は  
行財政改革を理由に「福祉後  
退」が進む。身障者らは、廷内

「堀木訴訟」口頭弁論には  
車いすや盲導犬をつれた傍  
聴人も二十八日午前10時30  
分、東京・三宅坂の最高裁  
大法廷で

に流れる弁論にじっと聴き入  
った。  
午前七時半、小雨の中「母と  
子と障害者のために」「軍備よ  
り福祉、平和を」のぼり、横  
幕を手し、胸にゼッケン、はち  
巻きをした障害者たちが最高裁  
南門に集まった。盲導犬に引か  
れた傍聴者は神奈川県平塚市大  
宮町、主婦池ヶ谷勝美さん(三〇)  
ら三人。  
車いすの傍聴者は、タクシー  
を利用して一人で中野区の自宅  
から来た無職浅間郁夫さん(三〇)  
ら三人。  
雨のため、予定より三十分早  
め午前九時半すぎから傍聴者を  
構内に入れた。車いす、盲導犬  
に引かれた人々に続いて、白い  
つえの列が長い石段を上った。  
午前十時、小柄な堀木さんが  
車いすで入廷。長い裁判の苦勞  
で黒かった髪も銀髪に変わり、  
最近足腰も弱くなった。取り囲  
む報道陣にほとんど表情を変え  
ず「がんばります」と弁論への  
決意をひと言残して大法廷に入  
った。  
原告側の弁護士が立ち「戦後  
間もなく極度の貧しさのなかで  
幼児を亡くし、二人の子をかか  
え親子心中も考えるほどだっ  
た」と堀木さんの半生を語る。  
この間、じつとつむいて苦し  
かった生活を思い浮かべる堀木  
さんは弁護士の朗読に何度もう  
なずいた。

故郷の鹿兒島の離島で三歳の  
時、失明。学校教育を全く受け  
ず、一家離散のうえ、十三歳で  
神戸へ。マッサージに精を出す  
が、戦後、夫と別れ二人の子を  
かかえた堀木さんは生活保護を  
受けたり切られたりの繰り返し  
だった。全盲で母子家庭といち  
二重の障害のなかで、毎日の米  
を買うのが精いっぱい。子ども  
の学校の費用を納めることもで  
きなかった。児童扶養手当制度  
を知ったのは、そのころだっ  
た。  
代理人(弁護士)がこう力説  
した。「すがりつく思いで月二  
千百円の児童扶養手当を求めた  
ら、母に障害福祉年金(当時月  
額二千九百円)があるから、と  
拒否された。五体満足な母に支  
給されて、全盲の母に出ないの  
はなぜか。障害者の現実を司法  
の光をあててほしい」。堀木さ  
んはその瞬間顔をあげ、見えぬ  
目を裁判官席に向けた。

# 堀木訴訟最高裁判決(1) 昭和57年7月7日大法院（上告棄却）

19

- 1、憲法25条は、国が個々の国民に対して具体的・現実的に・・・義務を有することを規定したのではない。
- 2、「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは抽象的・相対的な概念であって、・・・政策的判断を必要とするものである。
- 3、公的年金相互間における併給調整を行うかどうかは立法府の裁量の範囲に属する。
- 4、給付額の決定も立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法違反に結びつくとはいえない。

## 堀木訴訟最高裁判決(2) 昭和57年7月7日大法院(13条、14条)

20

- 1, 憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給条件、支給金額等につき何らの合理的理由のない不当な差別的取り扱いをしたり、あるいは個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、憲法14条違反の問題を生じうる。
- 2, しかし本件差別が何ら合理的理由のない不当なものであるとはいえない。
- 3, 本件併給調整条項が児童の個人としての尊厳を害し、憲法13条に違反する立法であるともいえない。

## 堀木訴訟中央対策協議会 長宏事務局長

「判決で負けても、運動で勝った」

- ▶ なぜか；
- ▶ 制度の変更（六法全書の書き換え）
- ▶ 権利の拡大：受給権者の範囲、支給額、要件
- ▶ 権利意識を変え、運動の担い手を作った
- ▶ 障害者が主権者に
- ▶ 司法アクセス拡大：口頭弁論、手話通訳、車椅子入廷（園部「オーラルヒストリー」）

## 何が堀木一審判 決を書かせたか

審理を通じて裁判官を変えた

(朝日訴訟の裁判官は現場療養所に行った)

★事実と実態をわからせる (障害者自身、調査)  
障害があると、はどのようなことか (生活・就労・教育・医療) + 法廷の持ち方 (障害者との出会い)

障害が貧困を生む。平等と社会保障の必要性

# 政策形成訴訟の可能性！

朝日訴訟が先輩（レボリューション9頁）

23

▶ はじめに問題がある！！

▶ Arthur Kinoi; Do Something!

▶ 弁護士 井藤誉志雄；事件（問題）の中から条文を探せ！

▶ 「闘う民衆に奉仕して法技術と能力を役立てる」のが民衆の弁護士の任務

▶ Arthur Kinoi “Rights On Trial” 1983 166頁

▶ “Mastery for Service”

▶ 個人の権利を擁護することと、反動権力全体に対する戦略的な闘争に架け橋をかけてやるこ  
とが民衆の弁護士の任務の一つである。 Arthur Kinoi 175頁

# 政策形成訴訟の方程式

1, 問題の発見；人びとが何に苦しんでいるか。その原因を見極める。

Cause Lawyers

2, 問題解決にふさわしい法的手段をさぐる

- ◆ 訴訟に限ることはない
- ◆ 主張を法的に構成し、どのような権利が侵害されているか  
違憲判決獲得の泉方式

3, 目標は市民要求の正当性獲得

## 泉の3段階違憲審査論

- 1, 憲法上の基本権の保護範囲
- 2, その国家行為が基本権を制限（権利侵害）
- 3, その侵害を正当化できるか
  - (1)法律上の根拠を有するか（法律の留保） - 通達は法律上の根拠とは云えない
  - (2)手段のチェックポイント
    - ①その国家行為は規制目的を達成する手段として役立つか（適合性）
    - ②その行為は規制目的を達成するために本当に必要か（必要性）
    - ③その国家行為で失われる利益に比し得られる利益は大きいか（狭義の比例性）



# 重要なのは問題の解決

26

## ⇒裁判と運動の結合

- ▶ 求めるゴールは判決における勝訴に限らない
- ▶ 訴訟は一手段
- ▶ 基本は「要求」をいかに実現するか（社会的正当性の獲得）
- ▶ 法廷は権利侵害を告発し、要求の正当性を主張する場
- ▶ 要求の担い手が裁判を支えて行く運動に
- ▶ 法廷の内外を結びつける
- ▶ 「主戦場は法廷の外」とはちよつと違う
- ▶ 傍聴は裁判官を緊張させる。要請署名も同じ

# 裁判官を変える

27

## ▶ 裁判官に憲法を守る使命を自覚させる

▶ 「連邦憲法の擁護者としての使命をまます自覚させることこそ、この事件における民衆の弁護士の役割だ」Kinoi 181頁

## ▶ 裁判官の判決へのモチベーション高める

- ▶ ◆原爆症事件M裁判官の言動
- ▶ ◆ほとんどの裁判官は「目立ちたがらない」・・・明確な圧力や出世欲がなくとも、「何よりも少数派になるのを恐れる人たちであるから、多数派がこちらになりそうだという雰囲気作りは何よりも有効な裁判の方向付けとなる」(「原発訴訟と裁判官の責任」樋口英明元裁判官 大飯原発運転差止判決 世界2018年10月号)

# 社会保障政策形成訴訟の最前線

28

1, 生活保護基準引き下  
げ違憲訴訟

29都道府県で原告1000人  
18年10月の再引下げに審  
査請求

2, 老齡年金減額違憲訴  
訟

全国43都道府県  
原告5000人  
弁護団350人

3, 介護保険優先原則違  
憲訴訟

(岡山・浅田訴訟  
18年3月14日岡山地裁勝訴  
控訴審係属中

# 社会保障裁判 はなぜ困難か

- ◆ **裁判官だけのせいにしてはならない**  
——裁判官の意識は社会の多数意見の反映（目立ちたがらない）
- ◆ **社会保障を取りまく風潮**  
——「自己責任論」「税金のムダ論」「自分に関係ない論」など
- ◆ **憲法25条論の未成熟**  
社会保障の権利への理解  
生活保護基準の法規範論、年金と保険方式

# いのちのとりで兵庫訴訟の取り組み

30

## ◆社会権規約の活用

社会権（社会的・経済的・文化的権利に関する国際規約）9条以下

- ◆社会保障の権利を保護・尊重・発展させる条約上の法的義務  
目標に向けて努力する法的義務  
到達した社会保障水準を理由なく後退させてはならない義務

— 一般的意見19

申惠ボン意見書⇒大阪高裁平成27年12月25日判決 憲法25条の内容として

## ◆高田敏教授意見書 [岡田調査官解説「これを超えない」の誤り]

憲法25条から生活保護法8条2項「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つこれを超えないものでなければならぬ」を解釈する

# 壁をうち破るために

31

## 1, 自己責任論の克服

貧困の現実を見る（高齢者、障害者、母子、ワーキングプアの生活）

社会保障の必要性を学ぶ；歴史を学ぶ

社会構造が貧困を生むことを学ぶ

## 2, あるべき社会保障権論を構築する

憲法25条を中心に、憲法が人びとの生きる権利をどのように保障しているのか、裁判官が使える法理論

◆ 憲法25条と健康で文化的な生活基準の設定

◆ 社会権規約上の社会保障の権利と後退禁止原則を裁判規範に

## 3, 運動の進め方が大事（仲間を増やす）

◆ 生保受給者のみの問題ではない—最賃、課税水準、医療費・介護費・障害者自立支援給付の自己負担額アップ、皆の生活問題

## 社会保障制度の必然性 誰も避けられない生活危機

- 1, 人の一生は、生老病死
- 2, 障害者800万人、家族含め3000万人 高齢自体が問題なのではない
3. ロールズ; 「無知のベール」
- 4, 貧富は本人の努力の結果か
- 5, 働いても所得の低い人、親から相続しない人
- 6, 格差の発生; ピケティ 経済の仕組みを知る → 「21世紀の資本」  
資本の利回り 》 賃金

マルクスはどう言っているか 「資本論」

# これだけは判ろう

## ▶▶▶ 社会保障とは、社会構造から生まれる貧困への社会的対応

▶▶▶ 「貧困」の発見；チャールズ・ブース、B.S.ラウントリーの研究

- ・ 雇用に基づく貧困 68パーセント
- ・ 病気・母子家庭 19パーセント
- ・ 飲酒 13パーセント

▶▶▶ 現在日本の派遣労働・不安定雇用、失業、貧困による病気・障害・教育程度による貧困は上記研究結果と大差ない（生活保護受給者のライフヒストリーを知らう）

▶▶▶ 富の偏在による貧困――なくすためには所得の再分配、累進課税（ロイド・ジヨージ「国家予算は人民のために」 累進課税の導入）

▶▶▶ 日本には真の社会保障制度は未だない

▶▶▶ 一企業に囲われた一生（のつもり）それが崩壊した。しかし代わるセイフティーネットない。  
▶▶▶ 高齢者（年収200万円以下が53%、障害者（年収120万円以下が76%）、年収200万円以下が1090万人



## 貧困を進める医療費・生活保護・年金制度

34

- ▶ 生活保護捕捉率は10.8パーセント（18%とする見解もある）。ドイツ、フランス、イギリスなどと比べると極めて低い。
- ▶ ●800万人の人が生活保護基準以下で暮らしている
- ▶ ▲公的年金は3823万人が受給しており、内約2100万人を占める国民年金と通算老齢年金の月額は5万円～6万円である。厚生老齢年金受給者1358万人の平均受給額は約15万円である。
- 大半の人が公的年金だけでは生きていけない。

国保料が払えず、無保険となった人、窓口負担の支払いが困難で病院に行けず、「手遅れ死」となった人が2017年だけで63人もいた。

# 民主主義の「民」は庶民の民だ

(花森安治)

ぼくらの暮らしをなによりも第一にするということだ  
ぼくらの暮らしと 企業の利益とがぶつかったら 企  
業を倒す、ということだ  
ぼくらの暮らしと、政府の考え方がぶつかったら、  
政府を倒すということだ  
それが本当の「民主主義」だ

1. 人権にかかわる社会問題は常に身の回りにある

2. 市民の生きづらさ、社会が生んでいる問題を解決するために、法律専門家として生きる意味をどこに求めるか。

☆何が社会的正義かを考える。少数者の人権は議会で守れるか。現在の社会制度や法律制度とその運用の問題点をとらえる

☆立法・行政・司法に直接影響力を持たない人が使える第4権の構築

3. 市民の困難解決のため、どのような法的取り組みが可能か、市民運動の中で。

これおしまい。 ご清聴に感謝！

がんばってね

37



## 別紙

2018年11月12日 自由法曹団 社会保障学習会 藤原精吾

## 「政策形成訴訟の可能性とその理論化」

## ◆政策形成訴訟の必要性

一般市民は直接立法に参加したり、立法に影響を与えたりできない。

それができるのは、政権党を支えている経済界、業界団体、既存の政治家などであり、一般市民はそれから遠い位置にある。

## ◆「政策形成」とは何か

「政策」とは、特定の要求が社会的正当性を認められ、法制化ないし行政化によって権利として存在することである。

嫌煙権に基づく法的規制、環境権に基づく排ガスなどの大気汚染、排水規制、産業廃棄物規制、子どもの権利に基づく学校でのいじめや家庭での虐待防止の法制度など、最近数十年間の中にこれらの権利が「政策」として立法され、実行されるようになっている。

多数の例があるが、「いじめ防止対策推進法」、「児童虐待防止法」、「過労死防止対策推進法」、「ヘイトスピーチ防止対策法」など・・・

法社会学者は「権利」を「合法性」という権力資源と定義し、政策形成過程を「合法性という権力資源の獲得をめぐる政治過程」と定義している。

そして、訴訟という司法手段が、市民にとって要求の正当性を社会的に認めさせ、「合法性」をかちとるために使われる時、それを「政策形成訴訟」と呼ぶことができる。

◆「合法性」という権力資源を獲得する手段には、①立法、②行政権の行使、③司法機関による判決という3つのチャンネルがある。

しかし、一般市民が①、②に参画するチャンスは乏しい。そして③では、我が国の司法は、法律や行政の抽象的違憲性を争う訴訟を認めず、裁判は現行法制度を前提とし、原告に訴えの利益がある個別の法的紛争単位でしか提起できず、かつ判決の効力は当該事件にしか法的に及ばないという制度

的制約がある。そのため、これまでの歴史では訴訟過程を利用した「政策形成」が意図的に提起されることが少なかった。

しかし、あらためて現代法制度の歴史を振り返って見ると、少なからぬ訴訟が「政策形成」の役割を担ってきたことが明らかになる。

それが、環境権、日照権、プライバシーの権利、医療における自己決定権、子どもの権利などにかかわる訴訟である。

例えば現在係属中の「優生保護法被害国家賠償請求事件」は、被害者への損害賠償を請求すると共に、訴訟運動を通じて「優生保護法被害者補償立法」を実現することを目的としている。

◆本講義は訴訟によって政策が形成（変更）され、市民の要求が「合法性」という権力資源を獲得出来る可能性を明らかにし、それが成功するための条件は何かを探ろうとするものである。

#### ◆訴訟という手段の特徴

(1) 現に行われている法制、行政、実務慣行、社会慣行が正当でなく、原告の要求こそが合法性（正当性）をもつことを出発点とする。

そのために使われる主張のレベルを云えば、

- ①行政や実務慣行、社会慣行については、その法律違反、解釈の誤り
- ②法制、法律に基づいて行われている行政や実務については、その違憲性、日本が加入し、順守すべき国際（人権）法違反となる。

(2) 訴訟という手段の制約から、訴訟で勝つためには何らかの実定法規範に基づいて、現状が正当性を有しないという論理を組み立てる外ない。

それに加え、立法裁量、行政裁量、違憲判断の壁を裁判官が乗り越えるというヒューマンファクターが介在する。

(3) 一方、訴訟という手段ならではの特徴もある。

- ①訴訟内容が社会的関心の高いテーマに関するものであれば、マスメディアによる報道を通じて注目を集めることができる。
- ②そのためにも集団訴訟、訴訟を支える支援運動の果たす役割が大きい。
- ③原告がわずかでも、訴訟が同じ要求をもつ市民運動の象徴としての役割を果たすことができる。朝日訴訟、ハンセン病訴訟、優生保護法被害訴訟

④訴訟を提起することを通じて、当事者の権利意識を形成する。

朝日訴訟、堀木訴訟、原爆症認定訴訟など。被爆者は自身を世間にさらして被爆の実相を訴えることにより、加害者を告発し、自らの要求が社会全体の要求となることを説得する。被害者の社会的告発が、自己認識と権利意識を形成し、それにより社会意識の変換をうながす。

⑤社会意識の変換が裁判官の意識の変革をもたらす（可能性がある）。そこに裁判のフィードバック機能が認められる。（非嫡出子の相続分違憲訴訟）

### 訴訟が政策形成につながるプロセス

(1) 裁判のプロセス自体が政治的プロセスとなる。

優性保護法被害者訴訟や HIV 訴訟、原爆症認定訴訟など

- ①被害事実の告発
- ②行政資料の発掘、開示、再評価
- ③立法府を動かす、救済立法の動き
- ④報道による社会的関心の広がり
- ⑤訴訟において、過去の事実経過の集約と検討と批判、立法事実の検証
- ⑥歴史的事実の再検討と批判

(2) 勝訴により被害者がカミングアウトできる状況を作る

ハンセン病訴訟 権利意識の形成、社会意識の変換

(3) 「新しい権利の形成」には必ずしも勝訴判決が必要ではない

中国残留孤児事件、学生無年金事件、朝日・堀木訴訟

すなわち、政策形成訴訟のプロセスが「合法性」「社会的正当性」「権利性」という権力資源を獲得するプロセスとなってきた。

◆政策形成訴訟の出発点は、現代社会の現状に対して、「人権」の観点から異議を唱えることにある。法律家の使命は市民の発する異議が法的正当性を獲得することにその能力を使うことである。

#### 【「政策形成訴訟」に関する参考文献】

1, 「法と民主主義」日本民主法律家協会 2008 年 1 月号では、中国残留孤児訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、原爆症認定集団訴訟、薬害肝炎訴訟の 4 事件を政策形成訴訟として掲載している。

- 2, 「政策形成訴訟 中国『残留孤児』の尊厳を求めた裁判と新支援策実現の軌跡」 2009 年
- 3, 小川政亮編 「社会保障裁判―戦後社会保障運動の発展―」  
ミネルヴァ書房 1980 年
- 4, 新井章「体験的憲法裁判史」岩波 1992 年
- 5, 井上・藤原ほか「社会保障レボリューション」高菅出版 2017 年
- 6, 宮澤ほか「法システム入門―法社会的アプローチ―」第 4 版  
信山社  
2018 年
- 7, 「試練に立つ権利 ある民衆の弁護士の物語」アーサー・キノイ著  
菅野昭夫訳 原著 Arthur Kinoy “Rights On Trial”  
日本評論社 1991 年
- 8, 「障がい者差別よ、さようなら！」障害と人権全国弁護士ネット編  
生活書院 2014 年



\*\*\*\*\*

編集 自由法曹団 貧困・社会保障問題委員会  
発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6  
メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel 03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>

\*\*\*\*\*